

平手申務大夫政秀書狀 載同書

尊札辱拜見候先日被仰下候 外宮御造替儀
重而檜垣殿被懸御意候則相調候而下申候相殘之
分自是可被進上之由申候持又御被并白鳥上荷
拜領過分至極不似其恐候何様迹日致忝上
旁御禮可申上候直々雖申上候猶又私相意得
可申入之旨申候奉左馬允殿令申候条致省略候
恐惶謹言

六月六日

平手

政秀判

一神主殿

尊報

右の神領の由祖調庸朝延より寄られし合ハ
大神宮司是を勘納し其餘私に寄附せる分ハ皆
口入の神主あり秋冬の間國々代官を差遣し
神札を取立神事の科に充其餘分を以て自合の
得合とす其ついでに被の大麻をも寺下りて祈
禱をも勤め也是今伊勢の祠官従者を代官と
稱して國々差遣し大麻を分配し御初穂を納め
し本縁也

○神領の代官御被大麻を持参して神領の神
札を取立し證據左にあし

大官司公文抄

大神宮御領近江國淺井保錦織東西郷之
春成神稅事為徵納難掌宗吉令入部より早仕
先例負數可究濟之旨御成敗者併可為御
神忠々恐々謹言

二月何日

大官司 在判

謹上 錦織南方地頭殿
謹上 錦織北方地頭殿

追申

為御祈禱千度御被大麻進

之々重恐々謹言

大神宮御領美濃國中河御厨當年
分中立御封神稅米等事為徵納代官帶神木
牒状令入部より早仕先例負數可致究濟沙汰之旨御
成敗者併可為御神忠々恐々謹言
八月十七日 大官司 在判

追申

為御祈禱千度御被大麻進之々

重恐、謹言

大神宮御領遠江國都田御厨當年^し御封神稅米等、事為徵納、代官蒙牒狀神木、令入部^ら早仕^せ先例、負數、可致完濟、沙汰之旨御成敗^ら者、可為御神志^ら恐、謹言

八月廿五日

大官司 在判

謹上 都田御厨地頭殿

謹上 都田御厨下方地頭殿

追申

為御祈禱十度御被大麻進之、
重恐、謹言

大神宮御領尾張國伊福部御厨當年^し交令色成神稅米等事、為徵納、帶神木牒狀、代官令入部^ら早仕^せ先例、負數、可致完濟、沙汰之旨御成敗^ら者、併^も可為御神志^ら恐、謹言

十月廿一日

大官司 在判

海東郡政所殿 前、伊福部御厨地頭殿、^し言

追申

為御祈禱十度御被大麻進之、
重恐、謹言

此外代官を遣へて神稅を取立し。證據猶多

今參宮人と御師の家と止宿せし、も元神領の人民神稅を持參して口入の神主の家とゆり

始れりといふ

○參宮人の事大神宮雜事記^{平四年}九月御祭條雷電鳴騷^天大雨如注、參宮人千万、不論貴賤、畏迷心神、退出宮中、之間御川水出堪^人

馬不堪渡、行。○神宮雜例集鳥羽院^{七十四代}永久四年九月廿四日外宮注進狀、宮河洪水參宮人儉競^乘小船渡、越程河中、船漂流とあり、なや日記に之を、始なりん。○文保假令花園院^{七十四代}文保二年二月十七日外宮祿宜廳宣可早、相觸美濃尾張等國、普令存知大神宮參詣精進法、事とあり、其比ハ他國よりも參宮の人民や、多^くあり、見えし。○荒木田氏經卿日記^{百三代}寛正四年四月海道の新開を破却せりと、參宮の貴賤、わづら上下せん、と愁訴す、注進

状あり同年六月又海道新開繁多参宮貴賤其
 煩ありよりて破却ありつきよりの注進状
 あり同年十月又海道在り所々の新開を破却
 せら礼貴賤穩に参宮せん事を許す注進状
 あり寛正五年十月又同様の注進状あり○檜
 垣兵庫家古券同正明應八年五月壬午數十所開を立置
 り間六十餘町の参宮人悉く魂を消し信心を
 失ひ路次通せざるより山田三方神役人言上
 の目安あり○祿亘度會辰彦引付百六代後奈良院天
 文廿二年多氣天祐歡樂以外之所大神宮御崇

嚴重はあらざり然者御立願は七月廿六日
 あり諸海道役所潮卷あけられ諸國より該人
 参宮數万人其數を不知也當所富貴上下無申
 測也平時備彦代なりとあり此頃ハ神願次第
 により祠官専ら参宮人の幣物を得令と
 諸國の参宮人もます數多くなりと
 見えたりあり此とも今に比へてハいふるに
 是より一程の事なり今に今に参宮人の負數
 古老のいひ傳へり所多き年ハ四十万餘り
 少き年ハ廿万より廿四五万なりといへりか

くの如く参宮人多くなりハ今に當將軍
 家御治世以後天下泰平の徳化によつて也○
 予竊に患ふ事あり昔ハ大和國長谷寺に参詣
 する事諸書に云ふに二つの程より長
 谷寺参詣やして熊野三山参詣多くなり天子
 も行幸あり上皇も御幸ありこれ二つの程よ
 りよりやいへり長谷寺参詣の止り故ハ是ら
 とされ熊野の参詣の止り故ハ中右記
 第三七十四代鳥羽院永久二年二月三日内宮公卿勅使条に祿
 亘忠元申云云又神郡之中近代祿熊野先達

悪僧等常成悪事如此濫行尤公家可有沙汰也
 と見えたり如く後ハ濫行多く世間の煩と
 なりよりて自然参詣おとろへり
 てその盛は過れば必衰なりいせ伊勢の参
 宮人も今あり盛は過ぎて衰へんと欲す
 きざり損えたり心あらん人ハ眼前の小利
 はまよはず遠く未來をかりいそよりて諸人
 の信仰いずらう神威の衰へまらんやりの
 處分ありまざりき事なり
 さて其頃の御師ハ皆神領を持傳へりれハ今の

如くもつて了ら大蔵を分配し其幣物を得分とす
 了事ハなむと大平記第三仁木京兆南方へ
 参了余は近年此人伊勢國を管領して在國とす
 一は前々ころは公家武家手とささる神三郡
 一は打入て大神宮の御領を御領す南方紀傳に神
 領ハ神三郡并諸郡中其外神戸御厨等予代後醍醐天皇元弘建武
 このころ武家御領になつた如く乱世の程は
 悉く武家は御領せられりハ其頃より今の如
 く專諸人民の御祈禱を勤め其幣物を以て家領
 とす事とハなむなりすべし大神宮の事ハ

何事も増加する例ありて改め減せらる事な
 き朝家の御法なり今この世にてハ衰廢甚しく
 了る事ありとも知る人なきやうになつ果し
 ハ誠にあさましき事ともなり

○大神宮の事ハ増加する例ありて改め減せ
 らる事なき事類聚三代格貞觀二年十一月
 九日太政官符曰不可割取伊勢大神宮神戶百
 姓事云々望諸侍大神宮封戸下雖有餘剩永無
 減省以供奉神宮謹請官裁者右大臣宣奉勅允大
 神宮事異於諸社依延曆廿年四月十四日格

永無改減若有乖忤者科違勅罪○中右記保延
崇徳院元年六月一日癸卯藏人辨送消息云大神宮祿
 宣六人也而番使繁多也今可被一人之由祭
 主御厨申請也可量申者予申云件祿宣本數總
 一二人也如此申請時被加常事也祭主申請者
 可被加也就中大神宮事者有增加例無改減然
 者被補何事有之哉○吉部初訓抄産攝神宮忌
 卅日條神事之法有増無減予代後醍醐天皇嚴皇之條不可過伊
 勢遷宮○大神宮諸雜事記延曆廿年四月十
 四日格云大神宮事異於他社雖有餘剩非改減

之限

○神領衰廢の大略東鑑養和元年正月廿一日
 條平相國禪門驕奢の餘神威を忽緒一近くハ
 則使者を神三郡に放ち入きて兵糧米を充課
 せ民烟を追掃す天照大神御鎮坐より千百餘
 歳いよかくのくき例ありすと見えり
 是神領乱妨の始也次予代後醍醐天皇壽永元年五月廿九日
 伊勢神宮より十郎藏人行家朝臣に吞ふ書
 状に東國の内大神宮の御領其數あり神戶と
 いひ御厨とひひ皆勤了所限あり嚴重止む事

なりあつて其所司の神人等事を騷動よ
 せ又兵糧米の賣ありと号して所當の神税上
 倉等難濟せしむるよりて先例に任せ使を
 遣し催促を加之。所辨濟既よ少く對捍甚多
 ことよりていろの神役闕乏すとあり
 次大神宮の御領小杉御厨國司の妨を止めら
 ず院宣あり次同年十月十五日大神宮御領
 伊雜神戶鈴母御厨沼田御牧員部神戶田公御
 厨武士其故より押領す。間成敗すつきより
 院宣あり次^{十六代後鳥羽院}文治二年三月十日伊勢國神宮御

領御園御厨の地頭等狼藉を停止し對捍をい
 へさせ御上分神役并給主祿宣得令物を并備
 すつきより録倉殿下文あり次同年三月十六
 日伊勢國神領顛倒奉行の事あり次同年六月
 廿九日大神宮の訴よりて宇佐美平次實正
 り伊勢國林崎御厨の地頭職を停止せらる
 事あり次^{同上}文治三年五月廿六日宇治藏人三郎
 義定の代官伊勢齋宮紫櫛田御厨を押領す
 事ありて糾明せしむる義定の恩地を収公せら
 る事見えたり次同年六月廿日伊勢國御領

内地頭等無道狼藉を致すからす内外宮神
 主等の下知し従ひ神忠をりつすつきより録
 倉殿の下文あり次同年六月廿九日九月廿七
 日十月十三日の條に神宮より伊勢國員部郡
 沼田御厨の地頭畠山次郎重忠より代官別當眞
 正より對捍を訴ふるよりて重忠囚人とす
 沼田御厨を没収せらるる事あり次^{十三代後鳥羽院}正治元年
 十月廿四日參河國內大神宮の莊園六箇所守
 護人藤九郎入道蓮西より代官善耀押妨より
 神宮より訴ふる事あり次^{同上}元久元年十一月四

日伊勢國新補地頭武威より募り大神宮御上分
 米を停止すへらるるより下知あり右の條
 々東鑑よりえらるる頼朝卿國に守護を置莊園
 地頭の威領家より重くなく右のより神
 領より対捍亂妨の事多し承久^{十四代後鳥羽院}亂以前
 して右のよりして承久亂に天下の時
 勢一變せし後ハ猶更神領衰微して弘安九年
 通海法印參詣記に豊受大神宮の御杣山に御
 坐あり瀧原宮並宮の宮地近頃權祿宣某名主